ワールドマスターズゲームズ2027関西・米子市実行委員会
売店出店者設置要項

1　趣旨

この要項は、ワールドマスターズゲームズ2027関西柔道競技（以下、「WMG」という。）において、選手、コーチ、大会関係者及び一般観覧者の皆様に心をこめたおもてなしを行うため、ワールドマスターズ2027関西米子市実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が設置する売店の設置運営等について、必要な事項を定めるものとする。

2　出店会場及び出店期間等

売店を設置する会場、期間及び開設時間等は次のとおりとする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

競技名	出店会場	出店期間	開設時間（予定）	募集数
柔道	弓ヶ浜公園 （鳥取県立武道館前）	5月21日（金）	8：00～17：00	8店舗
		5月22日（土）	8：00～17：00	
		5月23日（日）	8：00～16：00	

3　出店場所等

（1）売店の出店場所は、出店者ごとに実行委員会が決定する。
（2）売店の出店範囲は、１店舗当たり２０㎡（２間×３間のテント１張）以内とする。
（3）売店の運営に必要な設備等は、出店者において準備するものとする。
（4）次に掲げる備品は実行委員会において準備するものとする。
　ア　テント（２間×３間）１張
　イ　長机４台
　ウ　椅子４脚
（5）（1）から（4）にかかわらず、実行委員会は、出店状況その他必要に応じてこれを調整することができる。

4　経費の負担

（1）売店の出店料は無料とする。
（2）売店の運営その他必要な備品及び設備等（３（４）に定める備品を除く）に要する経費は、出店者が負担する。

5　取扱品目

売店における取扱品目は、次に掲げるものとする。
（1）スポーツ用品
（2）WMG関連グッズ（権利者に使用の許諾を受けているものに限る。以下同じ。）
（3）観光物産品
（4）飲食物
（5）宅配便
（6）（1）から（5）に掲げるもののほか、実行委員会が必要又は適当と認めたもの

6　出店要件

売店を出店することができる者は原則として、次の（1）及び（2）のいずれにも該当す

る者で、実行委員会が適当と認めた者とする。

（１）次の要件のいずれかに該当する者

ア　大会に関連するスポーツ用品、WMG関連グッズ、観光物産品又は飲食物を販売する者

イ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１１項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）

ウ　競技主管団体の推薦がある者

エ　アからウに掲げる者のほか、実行委員会が適当と認めた者

（２）次の要件すべてに該当する者

ア　大会期間中、この要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店することができる者。ただし、障害者支援施設については、この限りではない。

イ　法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。

ウ　出店申請時において、市税等の滞納がないこと。

エ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法第２条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）ではないこと。

オ　売店の運営に従事する者（以下「売店従事者」という。）として、暴力団員等を使用し又は雇用していないこと。

７　売店の運営基準

売店の運営に関する基準は次のとおりとし、出店者は、実行委員会の指示に従わなければならない。

（１）飲食物を販売する売店

ア　販売する飲食物は、法令等により許可を受けた施設（以下「営業許可施設」という。）において製造又は加工されたもので、法令等の規定に基づく表示がなされているものであること。

イ　現場で調理を行う出店者は、保健所の基準に従い、指導を遵守すること。

ウ　現場で調理を行う場合は、簡素な調理又は加工のみとし、あらかじめ営業許可施設において、下処理されたものを搬入して、販売直前に加熱処理を行う程度のものであること。

エ　食品は、法令等の基準に従い、容器包装などにより汚染防止及び直射日光を避ける等必要な措置を講じ、保管、陳列は衛生的な設備で行い、かつ、食品に表示されている保存方法を遵守し管理を行うこと。

オ　ブース前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
ごみは各業者で持ち帰り処分を行うこと。

カ　廃棄物容器及び汚水容器は、汚液及び汚臭が漏れない構造で、耐水性材質に作られ、かつ、常時清潔を保持し、適切な方法により廃棄物を処理すること。

キ　飲食については、海外からの参加もあるためアレルギー・宗教・ベジタリアン、ヴィーガンに留意し、売店で提供される予定のものを可能な限り写真・値段とともに表示しておくこと。可能であれば、食材についても表記しておくこと。

ク　海外からの参加もあるため、可能な限り多言語表示やキャッシュレス決済を導入するなど等円滑な運営に努めること。キャッシュレス決済に対応できない場合は、

ブース内の見やすい場所に「現金のみ（Cash Only)」等の表示を掲示し、利用者に分かるように明示すること。

（２）その他の売店

取扱品目の内容を明瞭に識別できるよう陳列すること。

８　出店申請

売店の出店を希望する者は、実行委員会が定める期日までに、次に掲げる書類を添付した上で、「出店申請書（様式第１号）」を実行委員会に提出するものとする。

（１）出店概要書（様式第２号）

（２）売店従事者及び搬入搬出車両予定表（様式第３号）

（３）誓約書兼承諾書（様式第４号）

（４）取扱い食品及び調理販売方法（様式第５号）　※飲食物・現場調理品提供者のみ

（５）営業に関する許可証等の写し

（６）売店責任者及び売店従事者の本人確認書類（免許証等）

（７）その他実行委員会が必要と認める書類

９　出店者の選定

（１）実行委員会は、前項に定める申請があったときは、この要項に基づいて審査するとともに、売店の設置目的、来場者のニーズ、観光物産品のＰＲ等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、出店申請者数が、売店の設置可能数を超えたときは、競技主管団体の推薦者を優先し、これによりがたい場合は、抽選により選定するものとする。

（２）実行委員会は、選定に必要な範囲内において、前項により提出された書類をもって関係官庁に照会することができるものとする。

10　出店許可証の交付

実行委員会は出店者として選定した者に対し、「出店許可証（様式第６号）」を交付するものとする。

11　保健所への届出

営業類似行為開設届を必要とする出店者については、実行委員会から出店者として選定されたときは、速やかに保健所へ届出を行い、受理済の届出書の写しを実行委員会へ提出しなければならない。

12　売店監督員

（１）実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。

（２）売店監督員は、実行委員会の職員の中から定める。

（３）売店監督員は、現場を巡回してこの要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項を監督するものとする。

13　売店責任者

（１）出店者は、出店した売店の売店従事者の中から売店責任者を定め、売店の出店期間中は当該売店に常駐させなければならない。

（２）出店者は、売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければな

らない。
（３）売店責任者は、売店監督員の指示に従い、売店の管理運営にあたらなければならない。
（４）飲食物を取り扱う売店の売店責任者は、調理、保管及び販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、売店従事者の指導に努めなければならない。

14　禁止事項

出店者及びその売店従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。
（１）出店者の権利を第三者に譲渡又は転貸若しくは管理運営を第三者に委託すること。
（２）商品を不当に高額な価格で販売すること。
（３）指定された場所以外で立ち売り、呼び込み販売をすること。
（４）アルコール飲料及び危険物を販売（無償提供を含む。）すること。ただし、実行委員会が観光物産品と認めたアルコール飲料はこの限りでない。
（５）許可された品目以外の物を販売すること。
（６）拡声器及び音響器具類を使用すること。
（７）火気を使用すること。ただし、実行委員会が認めたときは、この限りではない。
（８）前各号に掲げるもののほか、大会運営に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。

15　遵守事項

出店者及び売店従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
（１）実行委員会が交付する「出店許可証」を店頭の見えやすい位置に掲示すること。
（２）売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日適宜各自で適正に処理すること。
（３）販売品には、法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
（４）売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
（５）売店の運営に必要な設備並びに備品及び販売品（以下「販売品等」という。）の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別途交付する通行許可証を車両前面の見やすい位置に掲示すること。なお、原則として搬入車両は、１売店当たり１台とする。
（６）販売品等の搬入搬出及び陳列は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
（７）服装は、清潔なものを着用し、接客にあたっては、おもてなしの心で、親切、丁寧な対応を心がけること。
（８）実行委員会が別途交付するＩＤカードを携帯すること。
（９）競技会場の電源等は、原則として使用しないこと。
(10) 天候の悪化等の事情により実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
(11) 天災等により発生した損害については、出店者の負担とすること。
(12) 売店従事者の変更、追加、削除等があった場合は、直ちに実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該売店従事者の本人確認書類を添付すること。
(13) 法令等を遵守し、売店を出店する会場の施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

16　管理運営

売店における金品及び販売品等の管理は、出店者の責任において行うものとし、盗難又は火災その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切責任を負わないものとする。

17　事故等発生時の対応

（１）売店責任者は、売店において事件又は事故等が発生したときは、初期対応にあたるとともに、売店監督員に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。

（２）売店責任者は、不審者若しくは不審物を発見したときは、直ちに売店監督員に報告するとともに、その指示に従うものとする。

18　許可の取消し

実行委員会は、出店者が次の各号のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償等を請求できないものとする。

（１）法令等又はこの要項に違反したとき。

（２）売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。

（３）前２号に掲げるもののほか、実行委員会が売店の運営において不適当と認めたとき。

19　原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、売店監督員の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができるものとする。

20　損害賠償

出店者及び売店従事者は、会場内及びその周辺の施設、設備又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

21　補填及び補償

（１）出店者は、当初予想の収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。

（２）出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

22　個人情報の取扱い

売店従事者の個人情報は、実行委員会が売店の設置及び運営のためにのみ使用するものとし、その他の目的には使用しない。

23　本要項によらない設置及び運営

公募しても出店の申請がない場合又は大会を円滑に運営する上で本要項によらない設置運営について申入れがあり、実行委員会が適当と認めた場合は、その出店に係る設置及び運営方法については、本要項によらず、競技主管団体と実行委員会において協議の上、決定する。

24　その他

この要項に定めるもののほか、売店の設置及び運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

１　この要項は、令和８年１１月５日から施行する。